

議会運営委員会会議録（令和5年7月7日）

出席委員 岩城委員長 竹原副委員長 大浦委員 古沢委員 開田委員 中川委員  
尾崎議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 石川総務部長 長崎財政課長 高倉総務課長

職務のため出席した事務局職員 落合局長 中田局長補佐

午後1時30分開会

【岩城委員長】 これより、議会運営委員会を開催いたします。

会議日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。大浦委員、中川委員にお願いいたします。

では、日程第2 令和5年第1回臨時会の提出案件について、当局から説明をお願いいたします。

【古沢委員】 中身に入ってください前に、これまで口頭ではありましたが、今回の臨時議会は、損害賠償訴訟の判決が下るので、それを受けた臨時会とお聞きをしていたのです。今見ると、1つ追加になっておりますよね。もともとの第39号については、案件の性質上、原告遺族の皆さんに一刻も早い対応が必要だということもあって、先例による7日前のルールというのを踏まえないことになるけれども、それもやむを得ないと思っております。

この40号というのは、そういう緊急性というのはいかがなものかという思いがあるんですが、この中身以前に、こういう具合に39号に追加して出されるということの意味が分かりません。39号はさっき言ったような特殊な案件なので、先例を踏まえないけれどもやむを得ないと。だけど、こういったやり方を前例にしてもらっては困ると、すべきでないということも、あの場で言ったかどうか記憶にないですけども、そうしたものだと思っております。

今回40号がこういう形で出されるとすれば、私はこれまで、今年市制70周年という節目の年ですが、70年間にわたってつくってきた市当局と議会との信頼関係に大きなしこりを残す、災いを残すものだと思っております。こういうやり方は私は認められないと思ってい

ます。確かに議案の提出は当局がやられることではあるけれども、我々とすれば、そういうやり方を認めるわけにはいかないと思っています。

後先になるけれども、議会と執行当局というのはお互いに牽制し合って切磋琢磨する。議案に対する賛否というのはいろいろあるけれども、それ以前に、信頼関係がなかったら共に歩いていくことはできないものだと思います。

しかるに、今回このような提出の仕方をされるということについては極めて遺憾で、これは認めることができない。したがって、これは撤回を求めたいと思います。中身に入る以前に。

以上です。

【岩城委員長】 今、古沢委員から申出がありました。各委員の皆さん、どういう感想ちゃおかしいけど、もし何かお聞き願えれば。

【竹原副委員長】 ごもっともです。

【中川委員】 私もよく分からんですがですが、聞いてみりゃ、まだ正式な場でタラソピアをやめるとかそういうような話は聞いとらんがですが、単なるニュースで聞いているということですから、いま一度考えていただきたいなど。

【開田委員】 私も同じ思いです。よろしくお願いします。慌てなくてもいいんじゃないですかと思っています。

【大浦委員】 古沢委員が言われることもごもっともなんですけれども、このタイミングで出されたことの経緯を聞いてから話をしようかと思っていたので、私はこのタイミングで出されたことに対して説明をもらいたいなどという。

【岩城委員長】 一応、総務部長の分かる範囲内で、今回この出されたタイミングについてお聞かせ願えれば。

【石川総務部長】 これまで、議会運営委員会に対しましては、7月5日の賠償請求事件について判決が出た場合には臨時会等で対応させていただきたいというご報告をさせていただいていたところでございます。

今回もう一つ議案を出させていただいておりますが、これにつきましては、深層水体験施設の天井の崩落といった中におきまして、急遽、閉館というような決定を出させていただいたところでございます。施設の運営を行う際には、当然、施設条例を設定しながら運営をするという前提がございますけれども、今回その施設自身を閉館するとした中におきましては、条例自身からも落とすべきではないかという話の中におきまして、2つ条例提

案という形で出させていただいたという経緯でございます。

経緯につきましては以上でございます。

**【古沢委員】** 今日、明日やらなきゃならない話ではないと思うんですよね。これまでの記者会見その他の説明でも、廃止をしてどうするかというのはこの後考えるということだったので、差し当たって廃止だけの条例提案、中身に入るといろいろなのであれですけど、私はそれ以前の手続の問題として言っているんですよ。臨時会というのは自治法の102条に規定があって、緊急の場合、「臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する」という規定になっていますし、その解説では、臨時会の招集の目的とされた事件に限り、緊急を要するものでない限り、臨時会では審議をすることができないという解説になっています。

私は今ほどの説明を聞いても、客観的に緊急を要するというふうには思えない。しかも、手続上も大きな問題があると思います。

**【大浦委員】** 私はこの条例に関して、例えばほたるいかに観光施設条例の中で、使用料の部分でも、例えば特別施設利用料という中で、数年前にもう廃止されたものもまだ条例の中に組み込まれているんですよね。それが数年放置されていた状況の中で、タラソピアの廃止、閉館するからそこだけ抜きますというものだけが今出てきたわけです。じゃ、今までのこの特別施設利用料は何のために残っているんだと。なくなったから、当然、その場合も条例から除く必要性があったと思うんです。そういった意味で、条例の在り方として、分からなかったなのでその説明を聞きたかったんです。

あとは、古沢委員言われましたけども、地方公共団体として、法令の遵守にのっとったやり方なのかどうかということが問題だなと思うんです。遵守するのであれば、決められたルールは守っていただきたいと思います。

**【岩城委員長】** そしたら、議運の総意といたしまして、議案第40号 滑川市ほたるいかに観光施設条例の一部を改正する条例の制定については、次回以降の定例会での提出を検討することとしてください。今回は議案第39号のみの説明でお願いいたしたいと思います。

**【石川総務部長】** それでは、改めまして、臨時会の開催にご協力を賜りまして感謝申し上げます。

また、議案作成に時間を要しておりまして、事前配付ができていないことに対しましてはおわび申し上げたいと思っております。

今回、議案第39号についてのみの説明ということでございますので、今回、第1回の臨

時會に提出する議案第39号につきましては、一般会計の補正予算とさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

なお、内容につきましては担当課長から説明いたします。

【長崎財政課長】 それでは、議案第39号 令和5年度滑川市一般会計補正予算(第3号)でございます。

平成28年に滑川中学校の教職員がお亡くなりになりましたことによります国家賠償請求訴訟に伴うものでございます。

去る7月5日に判決がございまして、市としては控訴しないこととし、損害賠償金等の支払いのため予算計上するものでございます。

今回、補正額は1億1,250万円であります。一般財源、繰越金を充当する予定としております。

補正後の予算額は131億2,607万8,000円でございます。

教育委員会事務局事務費は1億1,250万円あります。損害賠償金等の支払いでございます。

損害賠償金8,313万円余り、遅延損害金2,879万円余り、裁判費用としまして57万円余りを計上しております。

説明は以上になります。

【岩城委員長】 ただいまの説明について、ご質疑ございますでしょうか。

【古沢委員】 お金の件は、判決が出ているのでそういうことなんだと思いますが、例えばです。私らは報道でしか判決内容を承知しておりませんが、できるものであれば、対象を限ってでも、議運メンバーだけでもいいんですが、判決文の全文って頂けないものですか。

【石川総務部長】 判決文の内容については、精査した上で定例会のほうで提出させていただけないかなと考えておりますが、事前配付というような形でよろしいでしょうか。

【古沢委員】 それは判決文の概要という。

【石川総務部長】 はい。判決文の中身と、こういったような判決が出ましたよというものを提出したいと思っておりますが。

【岩城委員長】 いいですか。

【古沢委員】 個別にちょっと。

【石川総務部長】 以前に永代地上権の判決が出た際にも、全ての委員の皆さんには判決

主文並びに案件については資料配付させていただいたかと思っておりますが、同じような対応と考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

【岩城委員長】 分かりました。

そのほか。

(質疑する者なし)

【岩城委員長】 ないようなら、当局の皆さん、お疲れさまでした。退席願います。

(当局退室)

【岩城委員長】 次に、日程第3 令和5年第1回臨時会の会議日程案について、事務局から説明をお願いいたします。

【落合局長】 お手元に第1回臨時会の会議日程案を配付させていただいております。

ただ、この日程につきましては、もう一枚、議事の流れについても同じなのですが、2議案提出を前提として作成しておりますので、今回、当局のほうで議案第40号を取り下げるといふことであれば、そこに係る部分はなくなるということをお願いいたします。

まず、日程につきましては、この日程案のとおり、会期を7月10日の1日としております。もともと午前10時から7月の定例協を予定しておりましたので、臨時会に係る全員協を併せて開催したいと考えております。

議案の配付と裁判結果の詳細な報告については、全員協議会の場で行うということでございます。

本日7日は各議員さんのほうに、議案ではなく、ただいま当局からありました予算の概要と議案一覧を配付することとなります。

臨時会の本会議は、午前11時の開会といたします。

次に、議事の流れについて簡単に申し上げます。

詳細については、当日の全員協でも再度説明いたします。

まず、当局の本会議出席者は、三役、5部局長、総務、財政、教育総務課の各課長です。第40号が取下げということになれば、水産観光課の課長は出席しないということになります。

日程第1、会議録署名議員の指名、第2、会期の決定、第3が議案第39号、補正予算の第3号でございます。第4がなくなるということであれば、日程繰上げということになります。

議案第39号の議案の委員会付託を行います。39号のみということであれば、委員会付託

は総務文教消防委員会のみということになります。大会議室において総務文教消防委員会を開催し、その後、委員長報告の作成等、準備が整い次第、本会議を再開ということになります。

委員長報告は総務文教消防委員長のみの委員長報告となりますが、その委員長報告に対する質疑、討論の後、採決となります。

流れについては以上であります。

**【岩城委員長】** ただいまの説明について各委員から何かありますか。

(質疑する者なし)

**【岩城委員長】** よろしいですか。

日程第4で、その他ということになります。

令和5年9月市議会定例会の会議日程案について、事務局からお願いします。

**【落合局長】** お手元にまた9月定例会の会議日程案を配付しております。

9月定例会は9月5日に開会しまして、28日までの24日間を予定しております。

9月定例会になりますので、決算特別委員会が4日間あり、また9月中の3連休、それから豊頃訪問等の日程を挟みますので、長期間となるものであります。

初日、9月5日は本会議と全体委員会としております。また、決算特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

決算特別委員会の委員構成は、令和4年度の期間中の議長及び監査委員をしておられた議員を除く議員で構成しますので、尾崎議長、原監査委員を除く12名で委員会が構成されます。

委員長、副委員長については、後ほどお諮りいただければと思っております。

質問の通告は7日の正午となります。12、13が代表質問、一般質問となります。質問終了後、議長から決算特別委員会の正副委員長の互選結果の報告を行います。

14日ですが、市長の上京のため議案調査日とし、15日の午前中を総務文教消防委員会、午後1時半から産業厚生建設委員会を開催する日程としております。19、20、21、26の4日間を決算特別委員会としております。本来、決算の公表等の取りまとめを行う議案調査日の3日間続いた翌日にそれを行っているんですが、22日が豊頃訪問の日程となりますので、25日を1日挟み、26日を決算審査の講評、28日を最終日としております。

決算特別委員会に関しましては、例年同様、当局からは総務部長、会計管理者、財政課長が常時出席し、あとは各担当部課長が順次説明を行い、質疑を行います。

初めの3日間で決算の審査を終え、4日目は現地の視察と伝票審査、夕方からは講評となります。定例会最終日の28日は、午前9時から議会運営委員会、午前10時から全員協議会、11時から本会議の開催としております。

また、欄外に記載しておりますが、議会運営委員会は8月29日の火曜日午前10時から、定例協は8月31日木曜日の開催としております。

以上です。

**【岩城委員長】** ご苦労さまでございます。

質疑に入りたいと思います。

ただいまの説明に対して何かありますでしょうか。

**【大浦委員】** これ、9月って、いつも常任委員会は同じ日にやっていたつけ。

**【落合局長】** 14日、市長が上京する公務があるということで、14日は委員会が開催できないということで、15日の午前中、総務文教消防委員会、午後から産業厚生建設委員会という日程としたということです。

**【岩城委員長】** そういうわけです。

**【大浦委員】** すみません。

**【岩城委員長】** なら、こういう日程でいきたいと思います。

今話が出ていました決算特別委員会でございますが、前回、原議員と私が交代いたしておりまして、私と副委員長は水橋議員ということになります。順番で言いましたら、水橋議員が委員長という形になるんですが、1期生に委員長はさすがにということになっておりますので、先例により、私が委員長で水橋議員が副委員長という流れになると思いますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**【岩城委員長】** その後、来年からも1回生議員の皆さんが該当していきますので、1回生議員さんは副委員長、そしてまた、もう一人の2期以上の方が委員長をするという形で、今期の予算、そしてまた決算特別委員会をやっていきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

その他について、委員の皆様方、何かありますか。

**【古沢委員】** さっきの議案40号の取扱いは、こちらから何か言うわけではないんだろうと思うけど、どうなって、こちらにはどういうふうな対応が求められるのか。

**【中田局長補佐】** 招集のほうには、議案第39号、第40号を載せたもので招集しております

すので、正式にもし取り下げるとなれば、先例に基づき、改めて議会運営会を開き、正式に取下げをしていただいた上で臨時会を開くことになるかと思っておりますので、10日の9時から議運を開く可能性があるかと思っております。

【岩城委員長】 可能性か。

【中田局長補佐】 補足して。古沢委員も言われましたけれども、議案の提出権は当局にしかありませんので、議会運営委員会で丁寧な説明をした上で出すというような経緯を踏まなくても、いきなり本会議に出すこと自体は可能なわけですが、恐らく、今回こういった経緯を伝えましたので、撤回されると思うんですけども、一応、正式に向こうから撤回の申出があった時点で議運を開くということになるかと思っております。

【岩城委員長】 はい、分かりました。古沢委員、そういうことなので、よろしいですか。

【古沢委員】 はい。

【岩城委員長】 議長、何か。

【尾崎議長】 今回、6月定例会の質問に関して一言言わせてもらいたいことがあります。

それは通告書。各議員の皆さん、通告書を見て各議員の質問のやり取りを聞いておられたと思います。私もよっぽど通告外だと言いたいような内容の質問も若干見受けられました。せっかくこういった本会議の場で、一般質問という貴重な時間の権利を行使するのであれば、当局からも事前にしっかり、例えば提案する質問もありました。であればなおさら、事前に通告書に書いておいたほうがよりいい答弁をもらえると思います。

したがって、よっぽどと思ったようなことも幾つかあったものですから、また会派・グループにこの辺を徹底していただけるように、各議員のほうに伝えていただきたいという思いでございますので、よろしく願いいたします。

【岩城委員長】 議長のほうより、6月議会において通告外の質問が見受けられて、何かいろいろとストップさせんにゃならんという話もあつたらしいですけども、一遍また皆さん方の各会派、そしてまたグループで徹底していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか、事務局からありますか。

【落合局長】 通常であれば、臨時会が招集された折には議案の配付ということで、各議員さんのお宅のほうに議案を配付するんですが、今回お手元にあるこの概要と議案一覧ということになりますので、これに関してはご自宅のほうにではなく、メールで配付させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただければと思います。

それともう一点、滑川市議会のタブレットなんですけれども、昨日開札されまして、d o c o m o が落札したところです。ですので、12月からタブレット導入が決まったということで、この後、議案等に関しては、紙とタブレットの併用期間というのはもちろんあると思いますが、タブレットを前提とした定例会での議案説明ですとか、そういったものを今後検討していく必要があると思いますので、またその際、協議のほうをお願いしたいと思っております。

【岩城委員長】 ただいまの事務局からの報告に対して、委員の皆様、何かございますか。

【古沢委員】 個人的には扱い、とつても不安なんだけど、予行練習というか、何か勉強会とかをしたほうが、とりわけ対象になる人と思うけど、どんなもんけ。

【中田局長補佐】 今回はリースではなくてレンタルなんですけど、12月1日からとなっておりますので、現実的に12月定例会については、本当に触ってみるところで、併用にもならないのではないかと思っておりますが、当然、練習期間、研修会は一生懸命やりたいたいと思っておりますので、誰一人置いていくことなく頑張りたいと思っております。お願いします。

【岩城委員長】 そういうがからいけばいろいろと、当局から議案の説明するがもちょっと変わっていくということになるね。要は、書類の順番どおりでいかにやならんがになっちゃう可能性もあるわね。

【大浦委員】 6月定例会で、個人の端末についてはもう持込みしていいと言われているんですけども、例えば常任委員会であったりとか定例会の資料を、多分今、皆さん持たれていないので、希望議員にはデータとして送ることは当局としてはオーケーなんですかね。

【中田局長補佐】 こちらにつきましては、タブレットの持込みとはまた別の案件なので、おっしゃることは、希望されるものであれば、当局のほうにはちょっとどうだろうか、ということで協議してみたいと思います。今のところ、ペーパーの提供ありきで、プラスデータももらえるかどうかまた確認してみます。

【岩城委員長】 そいがからいけば、これで議案説明みたいがになつてくれば、一々真ん中へ来て説明せんと自分の席でマイク持って説明するという形にならざるを得んがかな。どういうもんけ。

【落合局長】 今の全体委員会での補足説明については、各担当課長が自分の持分を3款、10款とか飛び飛びに説明していくこともありますけれども、今後、会議システムが入ったとはいえ、行ったり来たりはちょっと難しいかなとは思っておりますので、そのあたりの議案説

明の仕方というものも当局と考えていく必要があるかなと思っています。

【岩城委員長】 分かりました。皆さん方、またお気づきの点がありましたらお願いいたしたいと思います。

そのほかよろしいでしょうか。

(質疑する者なし)

【岩城委員長】 なければ、以上をもちまして議会運営委員会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午後 2 時 02 分閉会